

議案第 9 3 号

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 1 日 提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年宇治市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「 を「 に改める。

3 9 7 , 0 0 0 円	4 0 9 , 0 0 0 円
4 4 6 , 0 0 0 円	4 5 9 , 0 0 0 円
4 9 8 , 0 0 0 円	5 1 3 , 0 0 0 円
5 6 2 , 0 0 0 円	5 8 0 , 0 0 0 円
6 4 2 , 0 0 0 円	6 6 1 , 0 0 0 円
7 4 9 , 0 0 0 円	7 7 2 , 0 0 0 円
8 7 5 , 0 0 0 円	9 0 2 , 0 0 0 円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

宇治市一般職の任期付職員の給与について、所要の改正を行うものであります。